

# 仕 様 書

## 第 1 章 総則

- 1 業務名  
札幌市例規・法令検索システム等運用業務とする。
- 2 履行期間  
令和 4 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 3 1 日までとする。
- 3 業務の構成  
本業務は、次に掲げる業務の区分に応じ、当該区分に定める業務内容をもって構成するものとする。
  - (1) 例規情報提供・管理業務 第 2 章に記載する仕様に基づく例規を表示・検索できるシステム（以下「例規検索システム」という。）及び例規の制定改廃に関する新旧対照表、改め文、原議（当該例規の公布文（制定文）・全文をいう。以下同じ。）等を作成・審査できるシステム（以下「例規起案・審査システム」という。）を運用することにより、例規情報を提供し、及び管理するサービスを実施する業務
  - (2) 法令・判例情報提供業務 第 2 章に記載する仕様に基づく法令を表示・検索できるシステム（以下「法令検索システム」という。）及び判例を表示・検索できるシステム（以下「判例検索システム」という。）（以下例規検索システム、例規起案・審査システム、法令検索システム及び判例検索システムを総称して単に「システム」という。）を運用することにより、法令・判例情報を提供するサービスを実施する業務
  - (3) 例規情報内容更新業務 第 3 章に記載する仕様に基づき、上記(1)の「例規情報提供・管理業務」により運用される例規検索システムに登載される例規について制定改廃があった場合に、当該制定改廃に係る内容を例規検索システムに反映させることにより、例規検索システムにおける例規情報の内容を更新する業務

## 第 2 章 システムの仕様

### 第 1 節 システムの動作条件

- 1 システム構成  
IDC（インターネット・データ・センター）によるASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式（インターネット方式）とする。
- 2 アクセスの制限  
IPアドレス又はID・パスワードによる認証により、委託者以外からのシステムに対するアクセスを制限できるものとする。
- 3 同時接続可能台数  
システムに同時に接続が可能なクライアントPCの台数の最大値は、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定めるとおりとする。
  - (1) 例規検索システム 無制限
  - (2) 例規起案・審査システム 無制限
  - (3) 法令検索システム 30
  - (4) 判例検索システム 5

#### 4 IDC施設の仕様

IDC施設は、委託者がシステムを安定的に利用できる十分なスペックを有するサーバによって構成することとし、次に掲げる要件を満たすものとする。

##### (1) ファシリティ

ア 電力会社から複数の系統により電力の供給を受けることができ、冗長化されたUPS（無停電電源装置）・自家用発電機を有すること。

イ 耐震性能の高い建物に設置されており、地震、火災等に対する耐災害性に優れていること。

ウ 入退室を厳しく管理するとともに、24時間365日体制でIDC施設内の監視を行うこと。

(2) ネットワーク 委託者がシステムを安定的に利用できる十分な容量を有する冗長化されたバックボーン回線を有すること。

##### (3) セキュリティ

ア ファイアウォールの設置、通信データの暗号化等により第三者からのシステムに対する不正アクセスを防止すること。

イ 最新のウイルス定義ファイルによるウイルスチェックを定期的に行い、システムへのウイルスの侵入を防止すること。

ウ システムに必要な最新のパッチを適用すること。

エ システムに障害が発生してデータが消失した場合においても速やかにシステムの復旧ができるように、システム内のデータのバックアップを定期的に行うこと。

#### 5 クライアントPCのスペック

委託者がシステムを利用する場合のクライアントPCのスペックは次に掲げるとおりとし、システムの利用に当たっては、他にいかなるソフトウェアも必要としないものとする。

##### (1) OS Windows 10

なお、履行期間内において委託者が指定したOSについても速やかに利用が可能となるようにすること。

(2) ブラウザ Microsoft Edge (Chromium 版含む) 及び Chrome

(3) ワードプロソフト Microsoft Office Word 2016 以上

(4) PDFファイル閲覧ソフト Adobe Acrobat Reader DC 以上

## 第2節 例規検索システムの内容・機能

### 1 登載例規の範囲

次に掲げる要件に該当する例規とする。

#### (1) 種別

次に掲げる種別のうち、委託者が指定する例規とする。

ア 条例

イ 市長が制定する規則・告示・訓令

ウ 市議会議長が制定する規則・告示

エ 教育委員会教育長が制定する規則・告示・訓令、選挙管理委員会委員長が制定する選挙管理委員会告示、人事委員会委員長が制定する規則・訓令、監査委員が制定

する監査委員告示、農業委員会会長が制定する農業委員会告示及び固定資産評価審査委員会委員長が制定する固定資産評価審査委員会告示

オ 交通事業管理者、水道事業管理者又は病院事業管理者が制定する規程

カ 消防長が制定する告示・訓令

キ その他議決、協定、規約等

## (2) 対象

次に掲げる対象のいずれかに該当する例規とする。

ア 履行期間内において現に効力を有する例規（以下「現行例規」という。）

イ 令和4年8月1日から令和9年6月10日までの間において、上記アの例規を制定し、改正し、又は廃止した原議（以下「制定改廃原議」という。）

ウ 平成12年11月24日から令和4年7月31日までの委託者が指定する時点において、現に効力を有していた例規であって、委託者が指定するもの

エ その他委託者が指定するもの

## 2 内容更新

「例規情報内容更新業務」に基づき例規検索システムの内容を更新し、登載例規を最新の状態とするものとする。

なお、受託者が例規検索システムの内容の更新を行った際には、委託者に対して当該更新を行った旨を速やかに報告すること。

## 3 表示機能

### (1) 目次表示

ア 現行例規について、例規の題名、制定年月日及び例規番号を例規の分野別に区分された「類」「章」「節」により構成される体系順に一覧表示すること。

イ 「類」「章」「節」の区分については、委託者の指示により新設・廃止ができるものであること。

### (2) 全文表示（基本）

ア 目次表示において選択した例規について、その全文を表示すること。

イ 当該表示されている現行例規について、令和4年7月1日以後の任意の年月日の内容を表示することができること。

ウ 当該現行例規を改正する例規の附則を当該例規の全文と同時に表示すること。

エ 当該現行例規を改正する例規の例規番号を一覧表示した改正の沿革を当該例規の全文と同時に表示すること。また、リンクにより当該改正後の全文を表示すること。

オ 当該現行例規中で引用されている他の現行例規・法令検索システムに登載する法令の全文をリンクにより表示するとともに指定する条項へジャンプできること。

カ 当該現行例規を改廃する例規で未施行のものがある場合は、その旨を表示すること。

### (3) 全文表示（表記ルール）

ア 表記ルールは、法制執務のルールに則ったものであること。

イ 制定附則及び改正附則の表記については、委託者の指示するところによること。

## 4 検索機能

### (1) 現行例規検索

ア 体系による検索ができること。

- イ 例規の題名の50音による検索ができること。
- ウ 条例、市長規則等の例規の種別による検索ができること。
- エ 任意の単独又は複数の用語による題名・全文への検索ができること。
- オ 令和4年8月1日以後の任意の年月日現在の内容について、上記アからエまでの検索方法を利用した検索ができること。
- カ 上記の検索方法を複数利用した絞込み検索ができること。

(2) 全国例規集・類似例規検索

- ア インターネット上に公開されている全国の自治体の例規について閲覧及び任意の用語による検索ができること。
- イ 条例、規則等の例規の種別、自治体の規模別若しくは都道府県別又はこれらを組み合わせた絞込み検索ができること。
- ウ 任意の例規から、類似している例規を検索できること。
- エ 例規単位又は条単位で他自治体の例規との比較が可能なこと。

(3) 制定改廃原議検索

- ア 条例、市長規則等の例規の種別による検索ができること。
- イ 任意の単独又は複数の用語による制定改廃原議の題名・全文への検索ができること。
- ウ 上記ア及びイの検索方法を両方利用した絞込み検索ができること。

(4) 検索結果一覧表示

- ア 検索の結果該当した例規の題名、制定年月日及び例規番号を、体系順（制定改廃原議検索は除く。）又は制定年月日順に一覧表示すること。
- イ 検索の結果該当した例規の件数を表示すること。

(5) 検索結果全文表示

- ア 検索結果一覧表示において選択した例規の全文表示については、下記のほか、上記3(2)に準じるものとする。
- イ 用語検索を用いて選択した例規の全文表示については、該当する用語を当該用語ごとに違う色で表示すること。また、該当する用語を連続的に表示することができること。

5 その他の機能

- (1) 例規の全文の全部又は一部（条項号単位）をR T F形式等のファイルで出力することができること。
- (2) 例規の全文の全部又は一部（条項号単位）を例規としての体裁を維持した状態で印刷することができること。
- (3) 例規の全文の全部又は一部（条項号単位）に係る新旧対照表をR T F形式等のファイルで出力することができること。

6 履行開始時における例規検索システムの内容

本業務の履行開始時における例規検索システムの内容については、上記1のほか、次に掲げるとおりとする。ただし、委託者から別途指示があった場合には、この限りでない。

(1) 登載例規の範囲

次に掲げる要件に該当する例規とする。

ア 種別

上記1(1)に掲げる種別と同様とする。

イ 対象

次に掲げる対象のいずれかに該当する例規とする。

(ア) 令和4年8月1日現在において現に効力を有するもの

(イ) 平成12年11月24日から令和4年7月31日までの委託者が指定する時点において、現に効力を有していた例規であって、委託者が指定するもの

(ウ) その他委託者が指定するもの

(2) その他

次に掲げる事項については、いずれも委託者が指示するものとする。

ア 例規の体系の区分

イ 例規の登載順序

ウ 条改正履歴を表示する例規の範囲

エ 制定附則及び全ての改正附則・当該改正附則の例規番号を表示する例規の範囲

オ 上記エを除く例規における省略しない直近の改正附則以外の改正附則の範囲

### 第3節 例規起案・審査システムの内容・機能

#### 1 起案機能

(1) 例規起案・審査システムにおいて表示する例規の全文に対して、当該例規の制定改廃の編集を加えることができること。

(2) 上記(1)で編集した条文に係る新旧対照表・改め文(原議案)をR T F形式等の閲覧・編集が可能なファイルで出力することができること。

#### 2 審査機能

(1) 例規起案・審査システムの起案機能を利用して作成した原議案について、次に掲げる原議案の内容・溶け込みの適否に関する事項について審査を行い、誤り等がある場合にはその内容について表示することができること。なお、審査内容についての判断基準については、委託者により変更することができること。

審査項目	審査内容
構造	原議案が例規としての構造と合致しているか
形式的事項	原議案が例規としての形式と合致しているか ・見出し、目次、条文中の鍵括弧等の表記 ・条項番号の表記が適切かなど
日本語表記	原議案における条文が例規としての標準的な表記方法と合致しているか ・接続詞、送り仮名、拗音促音、句読点、数字等の表記 ・目次、附則、別表、様式等の表記 ・脱字、同音異義語、難解な用語、指定した用語等の使用など
溶け込ませ	原議案の改正対象の例規の整合性がとれているか
引用	原議案における自例規・他例規・法令の引用関係に誤りがないか
略称	原議案における自例規・他例規・法令の略称規定の整合性がとれているか

(2) 上記(1)の審査を行った場合は、当該審査において表示された誤り等を例規起案・審査システムにおいて修正した後に、当該修正を反映した原議案を溶け込ませた場合の例規の全文を見え消しで表示することができること。

## 第4節 法令検索システムの内容・機能

### 1 登載法令の範囲

履行期間内において現に効力を有する憲法、条約、法律、政令、府省令、最高裁判所規則、衆議院規則、参議院規則、会計検査院規則、人事院規則その他の各種規則、告示等とする。

### 2 内容更新

1年度につき12回以上は法令検索システムの内容を更新し、登載法令を最新の状態とするものとする。

### 3 表示機能

#### (1) 目次表示

登載法令の題名、制定年月日及び法令番号について、法令の分野別に区分された体系順又は法令の題名の50音順に一覧表示すること。

#### (2) 全文表示

ア 目次表示において選択した法令について、法令としての体裁を維持した状態でその全文（様式を除く。以下この節において同じ。）を表示すること。

イ 当該法令を改正する法令の附則を当該法令の全文と同時に表示すること。

ウ 当該法令を改正する法令の法令番号を一覧表示した改正の沿革を当該法令の全文と同時に表示すること。また、リンクにより当該改正後の全文を表示すること。

エ 当該法令を構成する条項号番号とその見出しを一覧表示した条項号目次を当該法令の全文と同時に表示すること。また、条項号目次からのリンクにより指定する条項号へジャンプできること。

オ 当該法令中で引用されている他の法令の全文をリンクにより表示することができること。

カ 当該法令を改廃する法令で未施行のものがある場合は、その旨を表示すること。

### 4 検索機能

#### (1) 検索

ア 法令の分野別に区分された体系による検索ができること。

イ 法令の題名の50音による検索ができること。

ウ 法令の制定・改正年月日による検索ができること。

エ 法律、政令等の法令の種別による検索ができること。

オ 任意の単独又は複数の用語による題名・全文への検索ができること。

カ 上記ウからオまでの検索方法を複数利用した絞込み検索ができること。

#### (2) 検索結果一覧表示

ア 検索の結果該当した法令の題名、制定年月日及び法令番号を、50音順の目次表示の場合にあっては50音順に、体系順の目次表示の場合にあっては体系順に一覧表示すること。

イ 検索の結果該当した法令の件数を表示すること。

#### (3) 検索結果全文表示

ア 検索結果一覧表示において選択した法令の全文表示については、以下のほか、目次表示において選択した法令の全文表示と同様とすること。

イ 用語検索を用いて選択した法令の全文表示については、該当用語を用語ごとに違

う色で表示すること。また、リンクにより該当用語へ連続的にジャンプできること。

#### 5 その他の機能

- (1) 法令の全文の全部又は一部（条項号単位）をR T F形式等の閲覧・編集が可能なファイルで出力することができること。
- (2) 法令の全文の全部又は一部（条項号単位）を法令としての体裁を維持した状態で印刷することができること。

### 第5節 判例検索システムの内容・機能

#### 1 登載判例の範囲

履行期間内までに発行された主要な公的刊行物（最高裁判所民事判例集、最高裁判所刑事判例集等）及び私的刊行物（判例時報、判例タイムズ等）に掲載されている判例とし、件数は30万件以上とする。なお、主要な公的刊行物及び私的刊行物に掲載された主要な判例の解説についても、併せて登載するものとする。

#### 2 内容更新

1年度につき12回以上は判例検索システムの内容を更新し、登載判例を最新の状態とするものとする。

#### 3 検索機能

##### (1) 検索

- ア 法編別に区分された体系による検索ができること。
- イ 裁判所名・事件番号による検索ができること。
- ウ 裁判年月日による検索ができること。
- エ 関連する法令の題名・条数による検索ができること。
- オ 任意の単独又は複数の用語による全文への検索ができること。
- カ 上記アからオまでの検索方法を複数利用した絞込み検索ができること。

##### (2) 検索結果一覧表示

- ア 検索の結果該当した判例の事件名、裁判年月日、裁判所名、事件番号、審級及び判例の要旨を一覧表示すること。
- イ 検索の結果該当した判例の件数を表示すること。

##### (3) 検索結果全文表示

- ア 検索結果一覧表示において選択した判例について、その全文を表示すること。
- イ 判例の事件名、裁判年月日、裁判所名及び事件番号を当該判例の全文と同時に表示すること。
- ウ 当該判例の上級審又は下級審の判例を表示することができること。

#### 4 その他の機能

- (1) 判例の事件名、裁判年月日、裁判所名、事件番号及び全文をP D F形式等の閲覧が可能なファイルで出力することができること。
- (2) 判例の事件名、裁判年月日、裁判所名、事件番号及び全文を印刷することができること。

### 第3章 例規情報内容更新業務の仕様

#### 1 例規制定改廃情報の提供

委託者は、本業務の実施に必要な次に掲げる事項に関する情報をDOC形式等のファイルにより原則として毎月10日までに受託者に提供するものとする。

- (1) 制定改廃する例規の目録
- (2) 制定改廃する例規の原議
- (3) 制定改廃する例規の溶け込みに必要な次に掲げる委託者からの指示事項
  - ア 当該例規の体系の区分・登載順序（新規制定の場合）
  - イ 省略して表示する附則の該当性及びその表記方法
  - ウ 規則への委任等により確定的に規定されていない施行期日の表記方法
- (4) その他委託者が例規情報の更新に必要と認める事項

## 2 例規情報の更新

受託者は、上記1の情報を提供された場合は、その提供された日から30日以内（別途委託者が期限を指定した場合は、その指定された期限まで）に当該情報に基づき例規検索システムに登載される例規情報の内容を更新するとともに、委託者が外部に公開するための例規情報を作成するものとする。なお、委託者が外部に公開するための例規情報については、次に掲げる事項を満たすものとする。

### (1) 形式

原則としてHTML形式とすること。

### (2) 対応ブラウザ

Microsoft Edge 及び Chrome で閲覧可能なものとする。

### (3) ウェブアクセシビリティ

委託者が外部に公開するための例規情報については、委託者が指定する時期までに、JIS X 8341-3:2016 のレベル AA に準拠することとする。

なお、本仕様書における「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2021年4月版」で定められた表記による。

### (4) その他

体系順による目次及び50音順による目次を、HTML形式等によりそれぞれ作成すること。それぞれの目次には、例規の題名、制定年月日及び例規番号を一覧表示し、例規の題名から当該例規をリンクにより表示することができること。

## 3 更新後の例規情報データの納品

受託者は、上記2により例規情報の更新を行った場合は、直ちにその更新内容を記載したファイルを委託者に送付することとする。また、委託者が外部に公開するための例規情報については、上記2により作成後、直ちにCD-R等の媒体に記録し、その記録した媒体を委託者に提出することとする。

## 第4章 履行開始前の準備行為

### 1 システムの試験稼働

受託者は、令和4年8月1日前までにシステムを試験的に稼働させ、委託者の利用に付することにより、システムが正常な状態で動作するかを確認するものとする。この確認においてシステムの動作に異常が認められた場合には、受託者は自らの負担において履行開始時までシステムの状態を正常な状態に復旧するものとする。

- 2 操作説明書の提供  
受託者は、令和4年8月1日前までにシステムに関する操作説明書をPDF形式等の閲覧が可能なファイルにより委託者に提供するものとする。
- 3 操作説明会の実施  
受託者は、委託者の求めに応じ、上記1の試験稼働期間中及びシステム稼働中において、委託者の職員を対象にしたシステムの操作説明会を実施するものとする。
- 4 例規制定改廃情報の事前提供  
委託者は、受託者が例規検索システムを本仕様書に定める内容で稼働できるように、必要な情報を事前に受託者に提供するものとする。

## 第5章 システムの保守管理

- 1 運用上の保守管理  
受託者は、システムの動作条件の設定・変更その他のシステムの運用上必要となる保守管理を実施するものとする。
- 2 システムの動作確認  
受託者は、随時システムが正常な状態で動作するかを確認するものとする。
- 3 システムの異常に対する復旧措置  
受託者は、上記2の動作確認、委託者からの通報その他の手段によりシステムの動作に異常が認められた場合には、自らの負担において速やかにシステムの動作を正常な状態に復旧するとともに、異常の原因及び復旧措置の内容を速やかに委託者に通知するものとする。
- 4 システムのバージョンアップ  
受託者は、システムのインターフェース、機能等を改善するためのバージョンアップを実施するよう努めるものとし、バージョンアップを実施した場合は、無償でその内容をシステムに反映させるものとする。

## 第6章 札幌市例規の印刷用原稿

- 1 仕様  
受託者は、次に掲げるところにより、委託者が印刷するために使用する原稿を1部作成するものとする。
  - (1) 内容  
履行期間内における各年度の4月1日現在の内容の例規情報
  - (2) 規格
    - ア 判型形式 日本産業規格A列4番
    - イ 組 方  
添付する参考資料に準じること。
    - ウ 印刷方法 片面印刷
    - エ 用 紙 白上質紙A判35Kg
    - オ その他 必要の都度、委託者の指示するところによる。
  - (3) その他  
例規検索システムの表示機能に準じること。また、例規情報の検索を容易にするた

め、体系順にページ数を付すとともに、例規の題名、制定年月日、例規番号及びページ数を記した目次を作成すること。

## 2 納品

受託者は、次の表に定める納期限までに上記1の仕様による原稿を委託者に納品するものとする。ただし、委託者が別途納期限を指示した場合は、この限りでない。

年度	納期限
令和4年度	令和5年1月31日
令和5年度	令和5年6月30日
令和6年度	令和6年6月30日
令和7年度	令和7年6月30日
令和8年度	令和8年6月30日
令和9年度	令和9年6月30日

## 第7章 雑則

### 1 業務責任者の選任

受託者は、本業務の遂行に関する委託者からの指示を受ける者として、本業務を実施する者の中から業務責任者を定め、その旨を委託者に通知するものとする。

### 2 連絡体制の確保

受託者は、本業務の遂行に関する委託者からの指示等について、電話、ファックス又はメールにより速やかに対応できる連絡体制を確保するものとする。

### 3 業務報告書の提出

受託者は、4月を除く毎月及び毎年3月31日に前月（毎年3月31日の場合にあつては、当月）において実施した本業務に関する業務報告書を委託者に提出するものとする。なお、当該業務報告書には、委託者の求めに応じ次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) システムの動作確認の結果

(2) システムの動作に異常が認められた場合は、異常の原因及び復旧措置の内容

(3) 例規検索システム、法令検索システム又は判例検索システムの内容更新を実施した場合は、その実施の結果

(4) その他本仕様書、委託者からの指示等に基づき受託者が実施した事項の内容

### 4 権利の帰属

例規検索システムに登載される例規情報、第3章により納品した媒体及びこれに記録されたデータ並びに前章により納品した印刷用原稿に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第3款に規定する著作権は、委託者が有するものとし、委託者がこれらを改変する必要がある場合には、受託者の了解を得ることを必要としないものとする。また、受託者は、契約期間の終了時にあつては、例規検索システムに登載される例規情報一式を委託者に引き渡すものとする。

### 5 その他

受託者は、本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上実施するものとする。